

# 三菱商事株式会社株式取扱規則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目 的)

- ① 本会社の株式に関する取扱い及びその手数料については、定款の定めに基づき取締役会において定めたこの規則によるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下機構という）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下証券会社等という）の定めるところによる。
- ② 本会社及び本会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

### 第 2 条 (株主名簿管理人)

本会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

### 第 3 条 (請求又は届出)

- ① この規則による請求又は届出は、本会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第 21 条第 1 項に定める場合は、この限りでない。
- ② 前項の請求又は届出について、代理人により行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を、それぞれ提出しなければならない。
- ③ 本会社は、第 1 項の請求又は届出が証券会社等及び機構、又は証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- ④ 本会社は、第 1 項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- ⑤ 本会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求又は届出を受理しない。